

自画像と他者への視線

——歴史学におけるトランス・ナショナルリティ研究の提起

貴志 俊彦

1 日本における「外国人」問題のいま

グローバルな移動化現象

アジアでは、十九世紀の「開国」とともに境域を越えた人々の移動が活発になり、二十世紀前半に起こった二度の世界大戦や戦後各地で勃発した地域紛争・自然災害から避難する人の量は格段に増えた。さらに、一九九〇年代の冷戦崩壊以降は、それまでにない大量の人々が、世界的規模で自律的に移動するようになっていく。

今日では、人々の移動の形は、天災・人災からの避難や政治的亡命などの特殊な事情によるだけでなく、ビジネス、留学、観光といった目的で移動することがますます増えている。こうした移動化現象は、もはや特定の理由による局地的な現象とはいえず、世界規模で複数の国境を超えるようになっており、しかも日常化しつつある。それにともない、移動する人々の多くは、母国でのアイデンティティ、すなわち自画像を他国に持ち込むというよりは、自らは他者意識を捨てき

れないものの、状況に応じた選択的なアイデンティティをもってホスト社会との共生の道を探ろうとしている。

しかし、十九世紀以降にアジアに到来した「異邦人」あるいは「外国人」の問題について、移動化現象がおこる時代や地域の特徴、そしてそれらの変容過程を通時的、体系的に明らかにする研究は、じつはそれほど多くはない。戦前は、今日ほど出入国管理制度や国籍法の適用が厳格であったわけではなく、一国家内においても関連する制度はじつに複雑であったために、あまりに例外的な事例が多くあり、理解を困難にできたことがひとつの理由である。

戦前の東アジアや東南アジアにおいては、属地的・属人的な法域・法圏が、都市を中核とした地域ごとに重層的・多元的に重なりあって複雑に構成されており、また、同じ法空間においても、「外国人」じたいの国籍・民族・職業などの諸要件によって、各地の法の適用のあり方が異なっていたことがわかってきている。移動する「外国人」の問題は、それぞれの事情や状況が多様化し、急速に変化しているのであり、研究者の状況認識が追いついてない。こうした「外国人」ととりまく制度と実態の多様性が、「外国人」問題を特殊あるいは例外的な社会現象としており、逆説的ながら、それがためにステレオタイプのな「外国人」像がまかり通っている。

さて、本書では、カッコ付きで「外国人」と表記する章もあれば、そうでない章もあり、読者のなかには違和感を覚える方もいるだろう。だが、十九世紀以降のアジアにおいて、国籍法が一律整備されていたわけではなく、たとえそのような制度があっても、その運用にあたっては、さまざまな例外があったことを、私たちは確認している。実際、植民地国の場合は、宗主国の国籍法が適用されるかどうかは一概に決まっていたわけではなかったし、保護国国民の事例も多様な形があった。そもそも国籍条項そのもののからはじかれた無国籍者もいた。また、二国間で外交関係が成立していない場合は、国籍条項に関連するいかなる法律も適用されることなく、無条約国国民として、無国籍者とは違った形ながらも、特殊な取り扱いを受けていた者もいたことが指摘できる。このように、外交関係と国籍上の保護とは表裏一体の関係にあったのである。一方、現地住民とことなる「異邦人」や「外国人」として扱われた人々も、よそ者として自覚を抱くことはあっても、国籍法などの関連法規に無頓着であったがゆえに、自らをアウトサイダーと見なしていなかった者も多かった

わけである。本書では、「外国人」とは何か、を考えることもひとつの問題提起としている。

日本の場合―歴史から現在へ

日本が、外国および「外国人」を意識するように迫られた時代は、過去三度あったのではないかと思う。最初は、明治政府が近代国家建設に立ち向かうなかで一八九九（明治三二）年七月内地雑居を実施した時代、次に十九世紀後半から二十世紀前半で、朝鮮半島や台湾などを植民地化し満洲国の問題と向き合う過程で、「外国人」であった諸民族と日本人の「境界」の設定を力わざで強行しようとした時代、そして最後に二十世紀末からのグローバリゼーションの進行下において、日本に長期滞在する「外国人」が増え、「外国人」労働者が急激に増加している現代である。こうした点は、小熊英二『日本人』の境界―沖縄・アイヌ・台湾・朝鮮 植民地支配から復帰運動まで』（新曜社、一九九八年）ほか、多くの先行研究が明らかにしている。

戦前、戦後の日本における「外国人」問題も、幾多の変遷があり、他の国や地域と連動することあれば、特殊固有な現象として起こることもあった。近二〇年間の日本の状況を見ても、「外国人」登録者数は八割も増え、二〇〇八年末現在で二二三万人に達している。周知のように、それまで圧倒的多数であった在日韓国・朝鮮人は年々減少しているのに対して、中国人、ブラジル人、フィリピン人、ペルー人などの増加率はきわだっている。とくに中国人の登録者数は、「外国人」増加率の半分を占めるまでに増加しており、二〇〇七年末にはついに在日韓国・朝鮮人の数を上まわった。こうした「外国人」登録者数の増加と質的变化は、日本の「国際化」がこの一〇年あまりで急激に進んでいることを示している。

しかし、「外国人」の就労問題、生活環境、政治参加などに関しては、日本政府の抜本的対策は立ち遅れている感があり、日本人の意識も急激な変化に追いついていない。実際、日本政府の「外国人」対策には、現在のところ法執行的な意味での「出入国管理及び難民認定法」、そして在留資格の規定などがあるだけで、移民法や移民政策というものは存在しない。それは、「日本は外国から移民を受け入れないためであり、『外国人』を入国の段階で永住者として在留許可するこ

とはない。原則として永住権の付与は、『外国人』が一時的滞在者として一定期間滞在し、条件に適合する場合のみ限定的に行われる」(「オーストラリアの移民政策と不法入国者問題」『外務省調査月報』一、二〇〇三年)という指摘が、いまだに色あせていない現状を見ればわかる。グローバリズムが世界各地に影響を及ぼすなかで、日本でも急増する「外国人」に対する法的あるいは行政上の措置をとる時期はすでに到来しているのである。歴史学も、こうした現状に無関心ではない。

— 2 — 「移民研究」の潮流と「外国人」問題研究の接点

本書は、東アジア、東南アジアなど太平洋西岸沿いの地域を中心としながらも、これらの地域とユーラシア大陸とが交差する中国東北部や北アジアにまで対象を広げて、その地勢的空間で移動・滞在・居住する人々や集団を取り扱っている。ここで、移動する者たちに関する理論問題を振り返っておきたい。

一九八〇年代、ポストモダン論の流行とともに、これまで使われていた移民や移動者という言葉に加え、ディアスポラ¹離散者や、エグザイル²亡命者という用語が脚光をあびるようになった。さらに、一九九〇年代以降は、彼ら移動する者たちとグローバリズム、エスニシティとの関係を論じる必要性も唱えられている。本書第三部でもとりあげている、これら移動する者たちを包括的に論じるためには、学問的に価値判断をなくすトランスナショナル・コミュニティという用語が必要ではないか、との問題提起がなされており、私たちもこれに共鳴している。なぜなら、カレン・カプラン、村山淳彦『移動の時代——旅からディアスポラへ』(未来社、二〇〇三年)などで言及されているように、古典的なシカゴ学派が移民を国家や支配的な文化への「同化」と「排斥」という二つのベクトルによる段階性を論じるアプローチをとっているのに対して、現在、共生社会を模索する私たちはこの観点を克服する試みが必要だと痛感しているからである。

こうした移民に対する価値超越的な評価によって、一九八〇年代以来のディアスポラやエグザイルに関する一連の研究を通じて、コミュニティが単純に被抑圧的な犠牲者集団でなく、またサクセス・ストーリーに満ち溢れた過度に能動的なグループでもないことが明らかにされ、彼らの実像に迫ることが現実になんてきたと考えている。こうした先行研究を通じて、私たちは、「外国人」を国民国家形成からはじきとばされた異端者として見るのではなく、むしろ異国の地で根を張っている／はろうとしている生活者としての境遇を通じて考察を進めるべきであるとの結論に達した。その結果、本書第Ⅱ部では、移動する者と定着している者との桎梏のなかでの地域変容、さらにその変化に対応しようとする政府や自治体の政策転換を捉える視点が必要であることが提起されている。ここでは、国境を越えたコミュニティを形成する者に対しては、母国とのネットワークを重視するあまり、彼らが滞在あるいは定住するホスト社会の制度や規範に規制される側面をもった存在だということを看過してはいけないことを強調しておきたい。

ただ、この種のコミュニティが国境を超えて拡散した場合でも、「国境を超えた公的な領域(transnational public sphere)」が作られたわけではなく、またすぐさまホスト国のナショナリズムに同一化されたとも限らない。ロビン・コーエン、駒井洋『グローバル・ディアスポラ』(明石書店、二〇〇一年)や、本書第Ⅰ部で言及されているように、トランスナショナル・コミュニティをめぐるアイデンティティの様相は、じつに複雑であり、可変的、あるいは選択的なのである。私たちも、第Ⅰ部の諸論考を通じて、「外国人」のアイデンティティの可変性・選択性について強く意識するようになった。

こうしたディアスポラやエグザイルなどに対する評価の転換は、周知のとおり、エドワード・サイードから示唆を得ている。サイードの主張をおおまかに要約すれば、次のようになるだろう。エグザイルのような存在は、生まれ故郷から完全に切り離された存在ではないものの、いつでも戻れる事情にもない。サイードは、こうした不安定な立場を踏まえながら、ナショナルなアイデンティティを意識するよりは、むしろ生活している地域の状況に適合するように自らを変容させていく、相対的なメンタリティをつねにもっていた、というのである。こうした指摘は、その後、カルチュラル・スタディーズの側からスチュアート・ホール、レイモンド・ウィリアムスの研究が著されたし、最近ではポストコロニアルの

立場からホミ・バーバ、ポール・ギルロイ、ガヤトリ・スピヴァック、陳天璽らの研究が生まれた。一部では、こうした研究潮流を「ディアスポラ・パラダイム」と評価し、「ディアスポラ学(Diasporology)」と称するむきもある。しかし、移動する者たちを一括してディアスポラと断定するのでは、彼らが無目的な漂流者であるとのニュアンスをもちたらずし、また彼らへの視点だけに偏り、どこに移動して、どういう環境に取り巻かれるかという「場」や制度への関心が欠落してしまう。そうした点で、在日韓国・朝鮮人や沖縄の人々までを、こうしたパラダイム・カテゴリーに入れる研究は一考の余地があると考えている。

以上のことからわかるとおり、十九世紀から二十世紀という時期における東アジアや東南アジアを移動する者たち、本書でいう「外国人」の選択的なアイデンティティのあり方を、彼らが所在する場所の制度を明らかにしつつ検証することの意義は、現代的な問題と通底する点も少なくないことが理解されよう。こうした点にこそ、私たちは、歴史学が現代的問題の解決に貢献する積極的可能性を見出しうるのである。

3 本書の課題と構成

全体の課題

本書では、国家の領域に縛られない超域的な視座から、東アジアや東南アジア各地域にあるさまざまな社会の独特な構造をふまえ、「外国人」が置かれた「場」を重視するとともに、彼らの自己認識、在地社会の他者意識を解明することを課題としている。加えて、彼らを取り巻く制度上の問題の解明に意を注いでいる。たとえば、領事裁判権の庇護下の住民と、そうでなかった住民との紛争の事例を検証し、紛争解決の手段として普及していた調停システムに伴う社会的規範や、判

決事例における適用法や法解釈の問題なども明らかにしようとしている。本書では取り上げることができなかったが、罰則、刑の執行、そしてその社会的影響などについて説明する必要性についても、読者の関心を喚起したいと思っている。

本書は、こうした過去、現在、未来という時間軸を見すえて、これに東アジア、東南アジアという空間軸を交差させ、これらの地域に居住、滞在する「外国人」あるいは彼らのコミュニティが直面する歴史的（かつ現代的）な個別の事例を分析した成果から構成されている。本書に掲載されたすぐれた諸論考を通読すれば、それらの事例に見られる個別性や特殊性には、彼らが所在する地域をベースとしたある種のつながり、あるいは関係性が存在していることに気づくだろう。いずれにせよ、こうした事例研究の蓄積は、国際化に向かう各国、各地域の固有のシステムの変容過程と、その変容をもたらした原因、そして変容の影響を解明し、東アジアや東南アジアで生活する「私たち」と「彼ら」とが共存できる社会を構築するために、歴史から何を学べるかについて考えることを可能にする。

また、本書は、東アジアや東南アジアにおける近世から近代への変動過程で、移動する人々がみずからのイメージをどのようなものとして見なしてきたのか、そしてそれを受け入れる世界各地のホスト社会が、移動してきた他者をどのような捉え、描いてきたかなど、歴史学もまたこうした議論に積極的に参入すべき時代であることを提言している。

歴史は、現在と未来を結びつけるうえで、その鏡たる役割を依然として持ちえているが、今日のように歴史はなれが進む社会では、今後採るべき道筋をあるいは誤らせはしないかとの危惧を抱かざるを得ないことの警告でもある。私たちが生活する場とかかわりのあるすべての国や地域との関係を明らかにし、それぞれの場所から来る「外国人」とともに、いかなる具体的な未来像でもって共存社会を描いていくかは、偏狭なナショナルリズムで閉塞する時代状況を打破することにつながるだろう。歴史は、必ずや、その道筋を示してくれる。

各部の位置づけ

以上のような問題意識から、本書は、以下三つの部で構成される（各部における章の位置づけは、それぞれの部の扉文を参

照されたい)。

第一部「越境する民族のアイデンティティと『国民意識』」では、「外国人」が異国で生活するなかで、自らのアイデンティティをいかに認識し、複層化させ、土着化させていったかを検証する。この部の目的は、大局的には、越境し共生を試みようとしていた「外来系住民」が、十九世紀末から二十世紀のアジアにおける国民国家形成過程において、彼らが有する政治性や歴史性ゆえに、たんなる傍観者としての位置にあったのではなく、ホスト国の住民とは同じではないにせよ、国家形成の担い手として相応な役割を担っていたことを検証することである。

いうまでもなく、初期的には「外国人」であった人々も、ホスト社会での滞在や居住が長期化し、その地でファミリーや資産を形成すると、彼らのアイデンティティは複層化し、ホスト社会での共生をはかろうとするだろうし、それゆえ、自己認識の表出は選択的なものにならざるを得ないのである。そうした過程のなかで、「外国人」は「外来系住民」あるいはアウトサイダーであることを離脱し、ホスト社会での自らの位置を見定め、ときにはその社会における「国民」としての立場から、他の住民に対してナショナルな感情をも喚起させる存在となる場合もあったことにはもっと留意されてよい。そうした場合においても、「外国人」のコミュニティ活動あるいはネットワークがホスト社会において機能するかどうかは、当該社会のもつ政治的、経済的な力と「外国人」が所属する国との相互関係ゆきには語れない。これらコミュニティにせよ、ネットワークにせよ、ホスト社会で孤立した存在ではなく、相互に影響を及ぼしていたはずなのである。本書が強調したい点がここに凝縮されている。

第二部「不平等条約体制下における公共性とガバナンス」では、十九世紀後半から二十世紀には、今日イメージするところの東アジアや東南アジアという地域概念とは違って、属地的・属人的に区画化され重層化された多元的な法域・法圏が存在しており、その焦点にあったのが「外国人」であったこと、それゆえ彼らを庇護するはずの母国の法や制度以上に、ホスト社会のそれらがきわめて重要な影響をもっていたことを検証している。

「外国人」が所在するホスト国からすれば、自国法で管理しがたい存在と共生するために、自らの社会をいかに秩序だて、

公共機能を維持するかは、きわめて重要な問題であった。そのひとつの策が租界や居留地の設定であったことは容易に想像できる。しかし、租界の接収や内地雑居の実施によって、「外国人」を管理するもっとも基本的な制度は、出入国管理規定であり、具体的にはパスポート（護照）やビザの発給・取扱いなどに関するものであった。しかし、こうした制度が世界で画一的に実施されたわけではなく、それゆえ制度間の不整合、法解釈や法の施行におけるゆがみや矛盾が起こらざるを得なかった。この部は、そうした状況を比較するための貴重な事例を提供している。

一方、「外国人」の側から見れば、不平等条約体制の根幹となる領事裁判権が保証されるのか、あるいは植民地宗主国が定めた法規のなかで保護されるのか、はたまたホスト国の法的庇護に置かれるのかは、つねに敏感な問題であったろう。たとえば、国籍法による保護規定は、自国民と「外国人」との境界を明示し、「外国人」の法的定義を明らかにし、両者を保護するものであるはずだったが、この種の法律が制定されていない国の住民や、あるいはその法的行使を異国で果たし得なかった国は、両者の境界があいまいなままだったし、「外国人」の存在も一定の定義を与えられるものではなかった。ただ、ときにはこうした法整備の偏差は、企業法を含めて、「外国人」のみならず、ホスト社会の住民も法の網を潜る根拠にもなり得た。このように、彼らは不平等条約の有無のみならず、ホスト社会の法解釈・法執行が多様であったがゆえに、自国法と現地法との輻輳した法的環境を利用したのである。

しかも、第Ⅱ部では、国籍法などの制定やその執行が、じつは外交条約体制と密接な関係があったことも明らかにしている。「外国人」の母国とホスト国との間に外交関係が樹立していたのかどうか、あるいは宗主国が植民地宗主国にいかなる属人的・属地的法権を築いていたのか、この部の各章はそうした国際関係を踏まえた法域・法圏への目配りがきわめて重要であることを喚起している。

第Ⅲ部「アジアにおけるもうひとつのエスノグラフィ」は、第Ⅱ部のような制度的枠組みからはずされ、敵国人として扱われた人々や、あるいは流浪者として扱われた人々のエスニック・コミュニティとしての活動や、彼らをめぐる悲劇的状况を明らかにする。

正義をふりかざす戦争は、つねに「国民」の概念を変化させる最大の政治的事件であった。香港や上海の場合、それまでの不平等条約体制のもとで庇護され、特権的生活を享受した人々、たとえばイギリス人たちは、ある時期には絶対的権力者として独占的権限を握っていたが、戦争が起ると一挙に敵国人として幽閉された。一方、第Ⅱ部で示したような制度の対象にさえならなかった、今日ではディアスポラやエグザイルといわれるユダヤ人、タタール人、亡命ロシア人たちが遭遇した命運も第Ⅲ部で描かれる。各章は、歴史実証主義的な手法による分析よりも、むしろ「外国人」をとりまく歴史的、社会的状況を通時的に概観し、一種のエスノグラフィを描くことに重きを置いている。その意図するところは、母国社会の歴史からも見落とされた彼らの自画像を描きながら、ホスト社会との妥協あるいは共存の道を探る他者Ⅱ「外国人」としての姿をも包摂するエスノグラフィを描く必要性を喚起することにあった。とりわけ、最後の二つの講演録、回顧録は、その点を如実に物語っている。

こうして、読者は、アジアの国家形成過程の叙述で見落とされてきた「異邦人」や「外国人」のエスノグラフィがあったことに気づくだろう。「外国人」をめぐる国籍法の適用範囲、あるいは戦時下の敵／味方論、イデオロギーや宗教の違いによって、ホスト社会における「外国人」の地位はたえず不安定になるとともに、彼らを包摂するホスト社会のガバナンスも強固さを欠くことになったのである。

同時に、第Ⅲ部でとりあげた事例を通じて見れば、母国を離れてアジアに到来した「外国人」の存在は、民族の歴史にあらたな自画像を付与し、エスノグラフィの書き換えをも促す重要な役割をはたすこともあったことに気づく。この部に登場する「外国人」には、本国あるいは母国の歴史叙述では語られないもうひとつの「自国史」あるいは民族誌が存在していたのである。それらは、まさにもうひとつの自画像であった。

このように、歴史・地域・民族を語ることは、主権の及ぶ国境内の歴史過程だけではなく、世界各地で共生を試みる「自国民」が遭遇した命運をも包摂するナラティブを創造することが重要であることを提起している。さらに、「外国人」問題を考察することは、国家や「括られた民族」の歴史を描くだけでなく、世界の諸地域、諸民族の相互関係をも考察

する必要を訴えている。歴史は、すべてをナショナルなものに還元して理解するのではなく、地域の視座に基づきつつ、なおかつトランス・ナショナルな状況理解が必要であることを、本書に掲載した次頁以降の事例が強調している。